

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は2度の再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

（1）入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則（以下「規則」という。）第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定により免除するものとする。

（3）最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

（4）落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（5）契約保証金

規則第228条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。

ただし、規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

（6）委託契約書

別紙委託契約書案による。

（7）契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、委託者及び受託者が電子署名を行ったときに確定する。

（8）電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第7条第3項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第1号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札書の提出方法

入札は入札公告4(2)に示す日時、場所において行うので、本人又は代理人が出席すること。

なお、入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

また、出席に当たっては、入札出席者届（様式第3号）を提出すること。

- (1) 入札者は別に示す入札書（様式第4号）に必要事項を記載し入札を行うこと。
なお、入札書の宛先は、「福島県知事 内堀雅雄」とすること。
また、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (2) 代理人が出席する場合にあっては、別に示す委任状（様式第5号）に必要事項を記載し、入札に提出し、確認を受けること。
- (3) その他入札に当たっては、福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得（別紙2）を熟知の上、入札書を提出すること。

4 開札等に関する事項

- (1) 落札候補者について

最低価格で入札又は見積りをした者（予定価格を下回る者に限る。）を落札候補者とし、その場で落札候補者を読み上げる。なお、落札候補者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

- (2) 入札の回数

開札の結果、落札候補者がいない場合は直ちに再度入札を行うこととする。

再度入札は2回までとし、直ちに随意契約に移行する。

その際は、見積書（様式第9号）に必要事項を記載して提出すること。

(3) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。

イ 公表は、福島県ホームページにおいて行う。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 契約の方法及び入札の条件、福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(2) 書類はA4判とすること。

(3) 庁舎等維持管理業務委託に係る入札参加資格の確認に必要な書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

(別紙 1)

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告 2 に示す条件に基づき、必要となる書類は下記とおりである。

記

- | |
|---|
| 1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和 8 ・ 9 年度分）の電話設備等保全管理業務に登録されている者であること。 |
|---|

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

- | |
|-------------------------------|
| 2 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者 |
|-------------------------------|

庁舎等維持管理業務入札参加資格審査申請書を基に作成した、庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿により確認するので書類の提出は要しない。

入札の際に必要な書類について

入札の際に持参する必要がある書類は次のとおりである。

種類	持参の必要性の有無
(様式第 3 号) 入札出席者届	○
(様式第 4 号) 入札書	○
(様式第 5 号) 委任状	代理人が出席する場合
(様式第 6 号) 条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書	×
(様式第 7 号) 業務実績証明書又は (様式第 8 号) 業務実績に関する申立書	×
(様式第 9 号) 見積書	3 回目の入札で落札がなかった場合に使用

○が必須、×が必要なしとする。

(別紙 2)

福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得

(目的)

第 1 条 福島県が発注する庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第 2 条 入札保証金の納付は免除する。

(入札の方法等)

第 3 条 入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書及び添付書類を作成し、入札場所に持参しなければならない。

4 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること）。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、

その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

3 入札及び開札は公開とする。

4 開札したときは、直ちに入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書

(2) 入札参加資格のない者が入札した入札書

(3) 入札時刻に遅れてした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札

(6) 鉛筆書きによる入札書

(7) 入札の日付がない入札書

(8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

(9) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む。）

(10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）

(11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書

(12) 上記（１）から（11）に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書

- 2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。
- 3 入札金額が最低制限価格を下回る場合は、その入札書を失格とする。

（落札者の決定）

第 8 条 入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）を落札者とする。

（再度入札）

第 9 条 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すものとする。この場合、第 1 回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第 3 回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第 3 回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第 1 項の入札には、第 7 条に規定する無効又は失格の入札をした者は参加することができないものとする。

（同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定）

第 10 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金）

第 11 条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

（契約書等の提出）

第 12 条 落札者は、次の各号に掲げる場合においては、落札決定の日から起算して 7 日以内に、当該各号に掲げる措置を行わなければならない。ただし、知事又は当該契約事務について委任を受けた公所長（以下「契約権者」という。）の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- （１）契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。
- （２）契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に前項各号に定める措置を行わないときは、落札は、その

効力を失う。

- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(質問及び異議の申立て)

第 13 条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成 20 年 10 月 1 日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。
- 2 平成 24 年 10 月 29 日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。
- 3 この心得は、平成 28 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年度契約分から適用するものとする。
- 4 この心得は、令和 3 年 1 月 21 日から施行し、同日契約分から適用するものとする。
- 5 この心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 31 日以前に公告を行った入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 9 月 30 日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県総務部施設管理課長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
(作成担当者)

業務名	県庁舎等電話設備保全業務（常駐）
質 問 事 項	

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県総務部施設管理課長

業務名	県庁舎等電話設備保全業務（常駐）
質 問 事 項	
回 答 事 項	

入札出席者届

令和 年 月 日

福 島 県

入札参加者 住所
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号
(作成担当者)

- 1 業務名
県庁舎等電話設備保全業務（常駐）
- 2 出席者（代表者（個人の場合は本人）又は代理人）

職名	氏名	備考

※ 入札者となる者のみ記載すること。

入 札 書

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

業 務 名 県庁舎等電話設備保全業務（常駐）

業 務 箇 所 福島県庁舎等（福島市杉妻町 2 番 1 6 号ほか）

履 行 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

この入札の保証金 免除

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印
(代理人氏名 印)
(押印を省略する場合のみ余白に記載)
本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

福島県知事 内堀雅雄

（注）代理人をして入札する場合は、代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること）。

委 任 状

私は今般都合により (使用印鑑 印) を代理人とし、下記業

務の入札及び見積並びに開札の立会いに関する一切の権限を委任します。

- 1 業 務 名 県庁舎等電話設備保全業務（常駐）
- 2 業 務 箇 所 福島県庁舎等（福島市杉妻町 2 番 1 6 号ほか）
- 3 履 行 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

(押印を省略する場合のみ余白に記載)

本件責任者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

本件事務担当者

氏名

所属部署名

連絡先（電話番号）

福 島 県

※押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること。

見 積 書

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

業 務 名 県庁舎等電話設備保全業務（常駐）

業 務 箇 所 福島県庁舎等（福島市杉妻町 2 番 1 6 号ほか）

履 行 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

上記のとおり見積りします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印
(代理人氏名 印)
(押印を省略する場合のみ余白に記載)
本件責任者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）
本件事務担当者
氏名
所属部署名
連絡先（電話番号）

福島県知事 内堀雅雄

（注）代理人をして見積りする場合は、代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること）。

入札に参加する皆様へ

業務の実施に当たっては、次のことが必要になるので考慮してください。

当該業務に関する機器の故障は、県庁舎の業務に与える影響が大きいことから、業務の実施に当たっては、即日対応の出来る体制を整えておくことが重要である。